

○施工パッケージ型積算方式（施設機械）の試行について（平成30年3月29日付け29農振第2231号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>施工パッケージ型積算基準（施設機械）</p> <p>第1 橋梁製作架設工事 次に掲げる工種は「施工パッケージ型積算方式の試行について（平成28年3月29日付27農振第2234号農村振興部長通知）」の<u>2. 共通工</u>及び<u>7. 道路工</u>によるものとする。</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p><u>4 現場取卸工</u></p> <p><u>4-1 現場取卸（鋼桁等、門扉）</u> <u>4-2 現場取卸（鋼管杭）</u></p> <p>第2 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p>施工パッケージ型積算基準（施設機械）</p> <p>第1 橋梁製作架設工事 次に掲げる工種は「施工パッケージ型積算方式の試行について（平成28年3月29日付27農振第2234号農村振興部長通知）」の8. 道路工によるものとする。</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第2 [略]</p>